平成２９年（フ）第１８４１号
愛知県津島市下新田町５丁目４番地２　プロムナードまえの303号
債務者　伊藤　義弘
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９７６号
名古屋市緑区桃山３丁目1301番地　県営緑黒石住宅１棟104号
債務者　田中　豢子
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１１１号
愛知県あま市小橋方田中528番地10
債務者　中岡　玉実
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１３７号
愛知県日進市栄３丁目307番地　エクセル東山201
債務者　井　　友子
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４８３号
さいたま市緑区東浦和２丁目９番地４　クニヤハイツＢ101
債務者　関口　行雄
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６９３号
埼玉県川口市上青木５丁目12番３号　コーポタウニー201号
債務者　柿迫　文男
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７１１号
埼玉県川口市江戸３丁目34番３号　ＳＳＳ川口寮
債務者　片庭　道夫
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８２２号
埼玉県戸田市笹目２丁目14番地の15　コスモプラザ401号室
債務者　掛巣　新一
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７２０号
埼玉県所沢市中新井１丁目1029番地の５
債務者　高見　幸緒（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３６２号
埼玉県深谷市東大沼303番地３　カーサファースト
債務者　佐藤　哲郎
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３６３号
千葉県四街道市栗山991番地２(株引地組内)、前住所千葉県野田市七光台226番地の１(株リンカン開発野田営業所内
債務者　佐久間正男
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３６７号
千葉県佐倉市井野1412番地２　サンフラワーハイツ志津302号
債務者　佐藤　義弘
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３６８号
千葉県佐倉市井野1412番地２　サンフラワーハイツ志津302号
債務者　佐藤　千鶴
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３０１号
北海道旭川市東光13条５丁目３番30号　スプリングエンジェル102号
債務者　細川　真澄（旧姓國貞）
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５４４５号
大阪市城東区古市３丁目５番10―1103号
債務者　梅原　哲弥
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５６０７号
大阪市平野区喜連東５丁目14番28―403号
債務者　亀井　ルミ
1　決定年月日時　平成30年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部